

令和9・10年度適用県内建設業者に係る建設工事 入札参加資格審査について

令和8年4月
建設政策課

県では、県が発注する建設工事（以下「県発注工事」という。）の競争入札を執行するに当たり、県発注工事の規模・内容に応じて確実な契約履行能力を有する建設業者を公正かつ効率的に選定するため、秋田県建設工事入札制度実施要綱（昭和62年4月22日監-134）及び入札参加資格審査に関する運用基準（平成6年3月30日監-1781）に基づき、建設業者の入札参加資格審査及び等級格付を行っている。

令和9・10年度適用の県内建設業者に係る建設工事入札参加資格審査及び等級格付の基準については、次のとおりである。

※ 赤字は前回（令和7・8年度適用）からの変更事項。青字が今回更新部分。

1 入札参加資格審査を行う工種及び等級格付の区分

・次表のとおり、15工種について、入札参加資格審査及び等級格付を行う。

工 種		等 級 区 分		
1	一般土木工事	A	B	C
2	法面工事	A		
3	建築一式工事	A	B	C
4	電気工事	A	B	
5	給排水暖冷房衛生設備工事	A	B	
6	鋼構造物工事	A	B	
7	舗装工事	A	B	
8	一般塗装工事	A	B	
9	路面標示工事	A		
10	機械器具設置工事	A		
11	電気通信工事	A		
12	造園工事	A	B	
13	さく井工事	A		
14	水道施設工事	A		
15	解体工事	A		

2 入札参加資格を取得できない者

・次のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を行わないものとする。

- ① 地方自治法施行令第167条の4に該当する者
- ② 申請工種に係る建設業の許可（一般土木工事にあつては土木工事業、とび・土工事業又はしゅんせつ工事業の、解体工事にあつては土木工事業、建築工事業又は解体工事業のいずれかの許可）を受けていない者
- ③ 申請工種に係る経営事項審査の総合評定値（一般土木工事にあつては土木工事業、とび・土工事業又はしゅんせつ工事業の、解体工事にあつては土木工事業、建築工事業又は解体工事業のいずれかに係るもの）の通知を受けていない者
- ④ 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集団的に又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者であると認められる者

3 入札参加資格審査及び等級格付の基準

・審査基準日は、申請者の事業年度の終了の日（決算日）であつて、それぞれ次に掲げる期間内の日とする。

〈定期年〉令和7年10月1日～令和8年9月30日

〈中間年〉令和8年10月1日～令和9年9月30日

- 入札参加資格の認定は、4に定める客観的評価事項に係る点数（客観点）と発注者別評価事項に係る点数（発注者別評価点）の合計点数（総合点）が一定の基準点（格付基準点）以上の者であって、次に掲げる基準を満たすものを、申請工種ごとに等級格付することにより行う。

①有資格技術者の保有状況（変更なし）

- 次表に掲げる11工種については、審査基準日において各工種の等級ごとに、同表に定める有資格技術者を保有していること。
ただし、有資格技術者は、審査基準日に在籍する者であって、同日において6ヶ月を超える恒常的な雇用関係がある者に限る。

※（ ）内はうち1級の人数

工種	有資格技術者	等級	令和9・10年度適用
一般土木	1級土木施工管理技士 2級土木施工管理技士（土木） 1級建設機械施工管理技士 2級建設機械施工管理技士（第1～6種）	A	10名（4名）以上
		B	5名（1名）以上
		C	3名 以上
法面	のり面施工管理技術者	A	1名 以上
建築一式	1級建築士 2級建築士 1級建築施工管理技士 2級建築施工管理技士（建築）	A	10名（4名）以上
		B	5名（1名）以上
		C	3名 以上
電気	1級電気工事施工管理技士 2級電気工事施工管理技士 電気主任技術者 ※1 電気工事士	A	6名（2名）以上
		B	3名 以上
給排水	1級管工事施工管理技士 2級管工事施工管理技士	A	6名（2名）以上
		B	3名 以上
鋼構造物	1級土木施工管理技士 1級建築士 1級建築施工管理技士 2級建築施工管理技士（躯体）	A	4名（2名）以上
		B	3名 以上
舗装	1級土木施工管理技士 2級土木施工管理技士（土木） 1級建設機械施工管理技士 2級建設機械施工管理技士（第1～6種） 1級舗装施工管理技術者 ※2 2級舗装施工管理技術者 ※2	A	10名以上 （1級土木と1級建設機械の合計が4名以上） （舗装2名以上（1級1名以上））
		B	5名以上 （1級土木と1級建設機械のいずれかが1名以上） （舗装1名以上）
一般塗装	1級土木施工管理技士 2級土木施工管理技士（鋼構造物塗装） 1級建築施工管理技士 2級建築施工管理技士（仕上げ） 1級塗装技能士（建築塗装又は鋼橋塗装） ※1 2級塗装技能士（建築塗装又は鋼橋塗装）	A	5名（2名）以上
		B	3名 以上
路面標示	路面標示施工技能士	A	2名 以上
造園	1級造園施工管理技士 2級造園施工管理技士	A	5名（2名）以上
		B	3名 以上
解体	1級土木施工管理技士 ※3 2級土木施工管理技士（土木） ※3 1級建築施工管理技士 ※3 2級建築施工管理技士（建築） ※3 2級建築施工管理技士（躯体） ※3 解体工事施工技士 ※4	A	3名以上 （解体工事施工技士2名以上）

- 各工種ごとに建設業法で規定する建設業の種類別技術者資格要件に合致する技術士は1級扱いとする。
- ※1 電気主任技術者及び1級塗装技能士(建築塗装又は鋼橋塗装)は1級扱いとする。
 - ※2 うち数の技術者数を計算する場合、同一人が土木施工管理技士又は建設機械施工管理技士と舗装施工管理技術者の資格を有するときは、重複計算して構わない。
 - ※3 平成27年度までに実施された技術検定の合格者については、登録解体工事講習の修了者又は合格後解体工事に関し1年以上の実務経験がある者に限る。
 - ※4 うち数の技術者数を計算する場合、同一人が解体工事施工技士と他の資格を有するときは、重複計算して構わない。

②施工実績 (変更なし)

- ・申請工種における「年間平均完成工事高」が、1,000万円に満たない場合は、等級格付しない。
 - ※ 解体工事における「年間平均完成工事高」は、建設業法上の解体工事の年間平均完成工事高に総合的な企画、指導、調整を伴って土木工作物又は建築物を解体した工事に係る年間平均完成工事高を加えたものとする。
 - ※ この結果、一般土木工事及び建築一式工事における「年間平均完成工事高」は、総合的な企画、指導、調整を伴って土木工作物又は建築物を解体した工事に係る年間平均完成工事高が除かれることとなる。
 - ・一般土木工事、建築一式工事及び舗装工事の3工種については、等級ごとに一定額以上の「最高元請金額(工事1件当たり)」を有すること。
- なお、「最高元請金額」は審査基準日以前2年間に完成した工事を対象とする。

工種	等級	最高元請金額
一般土木工事 建築一式工事	A	35,000千円以上
	B	10,000千円以上
	C	要件なし
舗装工事	A	15,000千円以上
	B	5,000千円以上

- ※ 総合的な企画、指導、調整を伴って土木工作物又は建築物を解体した工事に係る請負代金は、一般土木工事又は建築一式工事における「最高元請金額」の対象とはならない。

③自己資本額 (変更なし)

- ・一般土木工事及び建築一式工事のA級については、審査基準日における自己資本額が2,000万円以上であること。

④納税の状況 (変更なし)

- ・県税(地方消費税を含む。)に滞納がある場合は、等級格付しない。

⑤社会保険等の加入の状況 (変更なし)

- ・社会保険等(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)加入義務のある事業所で、社会保険等に未加入である場合は、等級格付しない。

4 客観的評価事項(客観点)及び発注者別評価事項(発注者別評価点)の基準

(1) 客観的評価事項(客観点) (変更なし)

- ・客観的評価事項は、次に掲げる事項(経営事項審査の審査項目)とし、経営事項審査の総合評定値を客観点とする。
 - 1) 経営規模(工事種類別年間平均完成工事高、自己資本額等)
 - 2) 経営状況(売上高経常利益率、総資本売上総利益率等)
 - 3) 技術力(業種別技術職員数、元請完成工事高)
 - 4) その他の審査項目(労働福祉の状況、営業継続の状況、法令遵守の状況、国際規格ISOによる登録の状況等)
- ・客観点である経営事項審査の総合評定値は、それぞれ次に掲げる期間内のうち、直近の審査

基準日（決算日）に係るものを採用する。

〈定期年〉令和7年10月1日～令和8年9月30日

〈中間年〉令和8年10月1日～令和9年9月30日

(2) 発注者別評価事項（発注者別評価点）（一部変更）

①工事成績（変更なし）

- ・ 県発注工事の工事成績における全業者の平均点と申請者の平均点との差により、加減割合を客観点に乗じた値を加減する。

〈定期年〉令和7年度施工工事が対象

〈中間年〉令和8年度施工工事が対象

【加減割合等】+10%～-10%

- ・ 成績不良による努力要請を1年に2回以上受け、指名を差し控えられた者は、加減割合を客観点に乗じた値を減点する。

〈定期年〉令和7年度又は令和8年度が対象

〈中間年〉令和8年度又は令和9年度が対象

【加減割合等】-5%

- ・ 優良工事表彰を受賞した者は、加減割合を客観点に乗じた値を加点する。

〈定期年〉第46回（令和6年度施工工事）又は第47回（令和7年度施工工事）が対象

〈中間年〉第47回（令和7年度施工工事）又は第48回（令和8年度施工工事）が対象

【加減割合等】+3%

- ・ 2年連続で優良工事表彰を受賞した者は、加減割合を客観点に乗じた値を加点する。

〈定期年〉第45回から第47回までが対象

〈中間年〉第46回から第48回までが対象

【加減割合等】+6%

- ・ 優良工事地域振興局長表彰を受賞した者は、加減割合を客観点に乗じた値を加点する。

〈定期年〉令和6年度又は令和7年度の施工工事が対象

〈中間年〉令和7年度又は令和8年度の施工工事が対象

【加減割合等】+2%

- ・ 2年連続で優良工事地域振興局長表彰を受賞した者は、加減割合を客観点に乗じた値を加点する。

〈定期年〉令和5年度から令和7年度までの施工工事が対象

〈中間年〉令和6年度から令和8年度までの施工工事が対象

【加減割合等】+4%

②指名停止の状況（変更なし）

- ・ 過去2年間に指名停止措置を受けた場合は、期間に応じた加減割合を客観点に乗じた値を減点する。

なお、対象期間内に始期が含まれる複数回の指名停止措置を講じられた場合は、指名停止期間を通算する。

〈定期年〉令和7年度又は令和8年度が対象

〈中間年〉令和8年度又は令和9年度が対象

【加減割合等】3カ月未満 - 5%

3カ月以上5カ月未満 - 10%

5カ月以上9カ月未満 - 15%

9カ月以上 - 20%

③営業内容（変更なし）

- ・過去2年間に、格付のない建設業者が建設業法に基づく監督処分を受けた場合、又は格付を有していた建設業者が虚偽の申請があったこと等を理由に格付を取り消された場合は、加減割合を客観点に乗じた値を減点する。
 〈定期年〉令和7年度又は令和8年度が対象
 〈中間年〉令和8年度又は令和9年度が対象
 【加減割合等】－10%

④工種別の技術職員数（変更なし）

- ・経営事項審査のZ評点における1級又は2級の技術者の人数に応じて加点する。
 【加減割合等】1級技術者 1名につき+2点
 2級技術者 1名につき+1点
- ・同一人が3工種以上の資格を有し、かつ経営事項審査のZ評点において加点されなかった工種の1級又は2級の技術者の資格がある場合、当該人数に応じて加点する。
 【加減割合等】1級技術者 1名につき+2点
 2級技術者 1名につき+1点

⑤社会的要請への対応の状況（一部変更）

- ・次の区分に従い、賃金水準を引き上げた者に加点する。
 1) 令和6年と令和7年、又は令和7年と令和8年の一人当たり給与等支払額を比較して一定割合以上に増加している場合は、加減割合を客観点に乗じた値を加点する。
 【加減割合等】増加率0.75%以上の場合 +2%
 増加率3.0%以上の場合 +3%

※次の4つのケースのいずれかを選択し、申請されたものを評価する。

- ①一人当たり俸給・給与・賞与等支払額を比較（従来どおり）
- ②継続雇用している正社員への支給額を比較（追加）
- ③時間外手当や賞与等を除いて比較（追加）
- ④継続雇用している正社員の基本給の定期昇給等を比較（追加）

※①の場合、一人当たり俸給・給与・賞与等支払額は、税務署に提出した「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の控えにより、俸給・給与・賞与等の支払総額と人数を確認する。

※②～④の場合、税務署に提出した「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の控えを確認するほか、別記様式の税理士、公認会計士又は社会保険労務士による第三者の確認をもって、①と同等の賃上げ実績として、その増加率に応じて加点する。

※「継続雇用」とは、賃上げを実施した当該年度とその比較対象となる前年度の2年間を通して雇用していることとする。

- 2) 令和8年の一人当たり俸給・給与・賞与等支払額と令和7年の賃金構造基本統計調査(厚生労働省)の建設業における平均額を比較して上回っている場合は、加減割合を客観点に乗じた値を加点する。
 【加減割合等】全国の平均額を上回る場合 +3%

※全国の平均額は次の式により算定する。

算定式：決まって支給する現金給与額×12月+年間賞与その他特別給与額

<令和7年分一人当たり給与等支払額（全国平均）>

（決まって支給する現金給与額）

396,500円 × 12月 + 1,163,400円

= 5,921,400円 ※前年比+268,900円

令和8年分の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」から算出した令和8年分の一人当たり給与支払額が、この金額を上回っている場合、加点の対象とする。

- ・審査基準日において、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者（障害の程度、勤務時間の長短は問わない。）を雇用する者を加点対象とする。
 【加減割合等】 1名雇用 +5点
 2名以上雇用 +10点
- ・審査基準日において、協力雇用主として秋田保護観察所に登録している者のうち、保護観察対象者等（※）を雇用している者を加点対象とする。
 【加減割合等】 1名雇用 +5点
 2名以上雇用 +10点
 ※ 保護観察対象者等・・・保護観察対象者及び更生緊急保護対象者のこと（保護観察期間又は更生緊急保護期間が終了した後も継続して雇用される者を含む）。
- ・審査基準日において、健康経営優良法人認定、又は秋田県SDGsパートナー登録を受けている場合に、それぞれ加点する。
 【加減割合等】 健康経営認定企業 +5点
 秋田県SDGsパートナー登録企業 +5点
 ※国又は秋田県の健康経営優良法人認定証、秋田県SDGsパートナー登録証により確認する。
- ・審査基準日において、gBizIDを取得している者に加点する。
 【加減割合等】 gBizID 取得 +10点

⑥地域貢献活動の実施状況（変更なし）

- ・秋田県内において行われた自主的な活動のうち、次の3つの内容について地域貢献活動と認められる活動を行った者について各3点を加点する。
 - 1) 災害対応活動
 （自然災害時の地域パトロール、被災者への支援活動等）
 - 2) 除雪活動
 （町内会の除雪作業への役務提供、ボランティア除雪活動等）
 - 3) クリーンアップ活動等
 （公共施設（道路、河川等）の清掃や草刈り、環境保全活動等）
 【対象期間】
 〈定期年〉令和6年4月1日～令和8年3月31日
 〈中間年〉令和7年4月1日～令和9年3月31日
 【加減割合等】 各項目につき+3点（上限9点）
 ※なお、既に加点評価された活動は評価対象としない。
- ・発注者別評価点の加点対象となる地域貢献活動は、次に掲げる条件を全て満たす場合に限るものとする。
 - 1) 自主的な非営利の活動であること
 - 2) 企業としての取組であること
 - 3) 実際の活動実績があること
 - 4) 地域に貢献することを目的とすること
 - 5) 活動内容が客観的に確認できること

⑦人材の確保・育成の状況（CCUSの事業者登録に関する加点項目の削除）

- ・男女共同参画推進課が実施する男女共同参画職場づくり事業において、次の項目に関し同課が定める期間までに加点対象者と認定された場合にそれぞれ加点する。
 - 1) 次世代育成支援対策推進法の規定に基づく一般事業主行動計画を厚生労働大臣へ届出した者 5点
 - 2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の規定に基づく一般事業主行動計画を

厚生労働大臣へ届出した者 5点

3) 女性の登用、育休実績、仕事と家庭の両立又は職場環境に関する事項のうち、2以上の事項に該当する者 10点

- ・対象期間に若年者又は女性を常時雇用の者として採用し、かつ、継続雇用している場合に加点する。

対象期間 <定期年> 令和6年4月1日～令和8年3月31日

<中間年> 令和7年4月1日～令和9年3月31日

対象若年者 採用日において31歳未満の者（技術系・事務系を問わない）であって、採用日から継続して秋田県内に住所を有するもの

常時雇用 雇用期間が特に限定されておらず、社会保険・雇用保険に加入している者（短時間勤務の者を除く。）

継続雇用 <定期年> 令和8年11月1日時点で継続雇用していること

<中間年> 令和9年11月1日時点で継続雇用していること

【加減割合等】 1名の場合 +25点

2名以上の場合 +40点

※なお、定期年と中間年の申請において重複する対象期間に採用された者については、若年者の雇用を積極的に評価するという制度の趣旨に鑑み、同一人物であっても各申請年度において評価対象とする。また、前回中間年の申請において重複する対象期間に採用された者についても同様とする。

- ・審査基準日において、週休について完全週休2日制（週休2日制を含む）により、4週8休を達成している場合に加点する。

【加減割合等】 4週8休を達成 +10点

※4週8休には、「土・日休み」、「平日・日休み」、「平日・土・日に限らず2日休み」を含む。

5 格付基準点

- ・申請取りまとめ後、令和9年4月中に定める。
なお、令和7・8年度適用の県内建設業者に係る建設工事入札参加資格審査における格付基準点がそのまま適用されるものではない。

6 有効期間

- ・審査の結果、等級格付された建設業者の入札参加資格の有効期間は、それぞれ次に掲げる期間とする。

<定期年> 2年（令和9年5月1日～令和11年4月30日）

<中間年> 1年（令和10年5月1日～令和11年4月30日）